

九条の会 金大ネット 通 信

事務局 金沢大学経済学部 小林研究室(264-5415) <http://www.ku-union.org/users/nine/>

[金大ネットのこれからの活動予定]

安倍内閣が発足してからというもの、日本の社会は大きく形を変えようとしています。小泉内閣の頃から北朝鮮による「拉致問題」が意識的にマスコミで取り上げられていましたが、今はまた北朝鮮のミサイル実験や核開発の話題が一層北の脅威論を煽っているように見えます。そんな中こうした世論の陰に隠れるかのように、日本の政府は、私達の社会を急速に軍事優先の社会へと作り変えようとしています。

欺瞞的な国民投票法案もすでに可決されてしまいました。このままでは遠くない将来に再び「戦争の惨禍」が起こらない保証はありません。「北朝鮮脅威論」とは一体どんなものなのか、一緒に議論してみませんか。多数の方々の参加をお待ちしています。

本音で討論会 北朝鮮脅威論と日本の戦時体制への変革

講師 鶴園 裕(経済学部教員)

日時: 6月20日(水) 16:30~19:00

場所: 総合教育棟 B-3 教室

なお討論会終了後、場所を変えそしてアルコールも入れて!

講師を囲んでの「二次会」を予定しています。

多数の教職員ならびに学生諸君が参加して下さることを期待しています。

詳しい案内はまた後日いたしますが、夏休み前に、憲法の講演会を予定しています。

こちらにも多数の参加をお願いします。

講演会 日本国憲法と日米安全保障条約

講師 畑 安次(法学部教員)

日時: 7月11日(水) 16:30~18:00

憲法について、もっと知ろう！（3）

山辺知紀

前回の『通信』第7号で、憲法の一番最後に置かれた「最高法規」について見たばかりではあるが、先日(6月6日)自衛隊の「情報保全隊」とやらの市民運動に対する監視活動が明るみに出たこととも関連して、再度、この「最高法規」を取り上げて考えてみたい。若干煩雑かもしれないが、もう一度「最高法規」の部分を引用しておこう。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去の幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

この「最高法規」の前に置かれていたのは、既に触れたように、第9章「改正」の話しだった。普通に考えるなら、何か或る法律の「改正」とか「実施」に関する条項は、その法律の最後に置かれるのが一般的である。ということは憲法の実質的な部分は、すでに第8章までで全て書かれていると考えても間違いではない。にもかかわらずこの「改正」の章の後ろにわざわざ第10章を置き、しかもそれに「最高法規」というタイトルをつけたのは、やはり注意しておかなければならない。これは、この憲法が将来改正されることになったとしても、この「最高法規」の部分だけは決して変えてはならない、あるいは「改正」の範囲がこの「最高法規」の範囲を逸脱してはならないということだろう。

事実、上にも引用したように、第97条で言われている「基本的人権」については、「これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と明記されていた。たとえ憲法改正があったとしても、ここに書かれた権利については決して侵されてはならないというのがその主旨である。その上、第98条では「この条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為

は全部又は一部は、その効力を有しない」とまで書かれていた。

基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と定めることは、それを侵すような「国務」が選択されることはないということだろう。主権在民を謳った「前文」の文章を思い出してみれば、政府がこれを遵守するのは当然過ぎるほど当然な話しである。

自衛隊による市民運動への監視活動と侵される基本的人権

6月6日のテレビのニュースを見て一瞬目を疑った。自衛隊の「情報保全隊」という防衛大臣直轄の組織が、イラクへの自衛隊派遣が問題になり始めた2003年11月から陸上自衛隊がイラクのサマワに到着した翌年2月にかけて、イラクへの自衛隊派遣に反対する市民や政党の活動に対し、全国41都道府県の計281の団体・個人について監視し、報告書にまとめていたというものである。こんなことが認められるのだろうか。

公安警察がこうした情報収集や監視を行なっているのは、私も承知している。しかし自衛隊までがこのようなことをしていたというのは、全く知らないことだった。その上、北陸中日新聞(6/7)によると、そこで調査されていたものには「イラク派兵反対」の活動ばかりでなく「年金改悪反対」や「消費税増税反対」などの活動も含まれ、種々の市民運動や団体が政党や党派ごとに分類され、「集会やデモ、ビラ配りなどの日時・場所、状況、参加者の写真のほか個人が送った葉書きの内容なども記録」されていたとある。

戦前や戦中の日本ならいざ知らず、戦後の日本の中で、自衛隊がこれ程直接的に市民生活の中にその監視の眼を光らせるなどということは決して認められるものではない。この事について糾された久間防衛大臣は、自衛隊がイラクに出かける以上、派遣された自衛官の留守家族のことを考えれば当然のことであるという主旨の発言をしていた。こんな出鱈目な回答が罷り通って良いのだろうか。もともと自衛隊のこの「情報保全隊」という組織は、隊員と外部の不審者との接触に目を光らすことが任務とされているが、それにしても今回の監視活動は拡大解釈もはなはだしい。派遣された自衛隊員の留守家族のことが心配だという文脈は、彼らが自分たちの息子や夫の生命を案じ、派兵反対とかいわゆる反戦思想に染まることを恐れ、それを阻止するということなのだろうか。しかし、これは先に挙げた「最高法規」にある基本的人権の侵害以外の何ものでもない。留守家族がどのような思想信条を持とうと、防衛大臣がこれを制限することなど出来るわけがない。しかし有事法が出来てしまっている現在、留守家族という言葉が国民全体に置き換えられ、私達の市民生活全体が軍の監視下に置かれる日が、すぐそこまで来ているのかもしれない。

イラクへの自衛隊の派兵に際し、自衛隊による市民運動への監視活動が行われていたという事実は、自衛隊のイラク派兵が問題になると同時に、私達国民の知らぬところで、密かに日本社会の思想や言論に対する監視体制が動き始めていたこと、しかもその責任者が防衛大臣であり、ひいては内閣総理大臣であったことをハッキリと教えている。こんなことが続くなら、われわれの国は、またまた戦争への道を通り抜けることになる。

私達の憲法は、戦争を放棄し基本的人権を守ることを最大のテーマにしてきた。戦争をしようとしたら、基本的人権が邪魔になる。だからどこの国の政治家たちも、戦争をしようという時は国民の基本的人権を踏みしめる。私達の基本的人権を侵害してくる権力者たちの意図を察知し、基本的人権を守り抜くことこそが私達の国を戦争から守る最大の方法だろう。今回の防衛大臣や自衛隊の行為は、憲法に対する明確な違反といってもいい。

われわれの気が付かないところで、こんなことが起こっているということに十分注意していかなければならない。しかも今は米軍再編という名前の陰で着々と日本社会の組み換えが、戦後レジームからの脱却という言葉で「平和憲法の国」から「軍事体制の国」への組み換えが進んでいる。われわれのアンテナをもっと研ぎ澄まし、われわれの基本的人権を侵すものへの異議申し立てを忘れないことが大事だと思う。

【 掲示板 】

先日「核戦争を防止する石川医師の会」の方々から、以下のような案内をもらいました。奮ってご参加ください。

子どもたちに夢と平和を

～ 「アンゼラスの鐘」監督からのメッセージ ～

講師：有原 誠治さん(アニメーション監督・演出家)

日時：6月24日(日) 13:30～15:30

会場：石川県立生涯学習センター 2F 22号室

金沢市広坂2丁目1-1 石川県広坂庁舎1号館(旧県庁) 076-223-9571

編集後記 先月20日に小松で行われた「来るな米軍！5 20小松基地抗議集会」には800人近い人が集まり、市内デモや基地前での集会など近年にない盛り上がりでした。しかし現実はずいぶん怖い方向に向かっています。これからは自分たちの意志を、言葉や行動で示すことがますます必要になる時代です。アンテナを錆びさせないようにしましょう。(山辺)